# 市営墓地をご利用のみなさんへのお願い

【問合わせ】環境課 ☎21-4001

### ご自身の区画の 定期的な確認・管理を してください



お盆には、多くの人がお墓参りに出かけます。 市営墓地を利用されている方は区画の除草をお 願いします。



雑草だらけのお墓

#### 次の場合は、環境課窓口への届出が必要です

- お墓に納骨するとき
- 使用者が亡くなられたとき
- 使用者を承継するとき
- 使用者の住所や氏名が変わったとき
- お墓を返還するとき
- お墓を設置するとき
- 遺骨を移動させるとき
- ※届出にあたり、添付書類等が必要となる場合があります。

## 環境課窓□



#### 使用者の確認をしています

市では、現使用者がわからない区画の調査を実施しています。対象となるのは、次の条件を満たす方で、区画には「置手紙」を残してあります。

- 使用者が亡くなっているとき
- 使用者の住所が変わっているとき
- ・使用者が確認できないとき

「置手紙」をご覧になられたら、ご一報ください。

マナーを守ってみなさんが気持ちよく利用できるよう、 ご協力をお願いします。なお、ご不明な点がありましたら、 環境課までお問合わせください。 この区画の使用者を確認しています。現在の使用者は、至急半田市環境課にご連絡ください。

7<u>日0569-21-4001</u> 受付時間 8:30~17:15 月~金曜日 (年末年後 - 土日祝日を除水曜日のみ 8:30~19:15 受付番号 【注意】 ご連絡がない場合。

KO - 1

【注意】ご連絡がない場合、 区画の使用権がなくなる場合があります。 最初に受付番号をお伝えいただくと対応が スムーズになりますので、ご協力ください。

置手紙 見本

